

表面採集した考古資料は誰のものか

資料散逸を防ぎ、適切に保管するための考え方の整理



Photo OK



Online Access

千葉 毅 Tsuyoshi CHIBA
tsuyoshi.chiba@gmail.com

博物館での寄贈受け入れ時の悩み

博物館では、個人が収集した考古資料の寄贈申し入れの相談を受けることがしばしばある。博物館が寄贈を受けるためには、寄贈申入者が当該物件の所有者である必要があるが、個人が収集した考古資料の多くは表面採集（表採）によるものであり、その所有権の判断が難しいことが少なくない。また、表採考古資料の所有権に関して、行政による指針や関連研究等も管見にして知らず、ウェブサイト等を眺めてみても必ずしも共通理解に至っていないように見受けられる。

発表者は過去に公立博物館に勤務していたが、寄贈受け入れ時に当該物件の所有権をどのように理解すればよいか判断に悩むことがあった。イコム職業倫理規定においても、資料取得時には当該資料の由来の適法性確認のためのあらゆる努力が求められている【イコム日本委員会 2004: セクション 2.3 資料の由来と正当な注意義務】。しかし、その確認、判断ができないがために寄贈を受け入れられず、みすみす資料散逸を招いたり、廃棄されてしまうような事態も避けたい。

そこで本発表では、個人により表採された考古資料の所有に関して確認しておくべき点について、フローチャートでの整理を試みた。

無主物か？

フローチャートの中で見解が分かれる一つのポイントは、対象を「無主物」と見なすか否かであろう。小学生が採集した1世紀後半の青銅鏡を、「所有者がいないことが明らか」として無主物と理解する考え【伊藤 2013】がある一方、古墳を発掘し出土した鏡や刀等を売買した者が遺失物等横領の罪に問われ、「無主物ゆえに無罪」を主張したものの、所有権継承者が不明なだけで無主物ではないとして却られ、同罪に処された事例もある【1933年「贓物故買横領贓物収受被告事件」】。

無主物であれば遺失物法の手続きを踏まずに発見者が所有権を取得できる。しかし、今日の発掘調査において、出土資料に対して遺失物法及び文化財保護法にもとづく手続きが求められていることを考えると、一概に無主物と捉えることは容易でないように思える。実際には、この手続きを実施することで、遺失物等横領の罪に問われるリスクを回避するとともに、出土資料一点一点に対し無主物か否かを判断する非現実的とも思える作業からも回避しているとも言えよう。

時効取得か？

個人が考古資料を表採した後に手続きを行っているかどうかの実態を調べることは容易でないが、少なくとも発表者の過去の勤務先博物館での経験や業界内での意見交換等で知り得た範囲においては、遺失物法の手続きをした上で所有権を得たという事例は一例も知らない。

遺失物法の手続きによる取得以外で、それらの物件を寄贈申入者が所有すると判断する根拠としては時効取得が妥当だと考える。採集後、20年間にわたり資料を保管し続けることで時効取得となる（善意かつ無過失と判断されれば10年）。時効取得し採集者の所有物となった考古資料であれば、それを博物館に寄贈することに問題はない。

一方、時効取得となるまでの期間の所有権をどう考えれば良いか。あるいは、その期間に寄贈を申し入れられた場合、博物館はどのような理解の仕方によって寄贈を受けるのが適切かは悩ましい。博物館が資料を引き取った後、同館が時効取得するまで保管するという考え方も有り得るかも知れないが、時効取得となるまでの期間は遺失物等横領に加担していると見なされるリスクも捨てきれず、最適な方法と言えるかは疑問が残る。

本発表は、課題を整理し、考古学・博物館・文化財等の現場における共通認識を築こうとするための整理・問題提起であり、明確な結論には至っていない。資料を適切に保管してゆくため、会員諸賢のご教示、ご批判を乞う次第である。

引用文献

イコム日本委員会 2004『イコム職業倫理規定 2004年10月改訂 国際博物館会議』

伊藤隆啓 2013「小学生が公園で拾った貴重な「文化財」そのまま「自分のモノ」にしてもいい?」『弁護士ドットコムニュース』https://www.bengo4.com/c_18/n_898/ [2024年3月22日最終閲覧]

大判昭和8年3月9日刑集12巻232頁「贓物故買横領贓物収受被告事件」

個人が採集した考古資料の所有をめぐるフローチャート

前提 拾得地の土地所有者が、その場への立ち入りを許可していること

* 他人の田畑への正当な理由のない立ち入りは勾留又は科料に処される対象【軽犯罪法第1条、公訴時効は1年】

